

比布町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和8年3月
比 布 町



目次

1.	はじめに	1
2.	本計画策定の基本的事項	2
(1).	本計画の背景	2
(2).	計画の位置付け	4
(3).	本計画における温室ガスの定義	5
3.	比布町の事務・事業における温室効果ガスの排出量の現状把握	6
(1).	温室効果ガス総排出量の現状	6
4.	温室効果ガスの排出削減目標	7
(1).	目標設定の考え方	7
(2).	温室効果ガスの削減目標	7
5.	目標達成に向けた取組	8
(1).	取組の基本方針	8
6.	進捗管理体制と進捗状況の公表	10
(1).	推進体制	10
(2).	点検・評価・見直し体制	11
(3).	進捗状況の公表	12

1. はじめに

近年、世界各地で気候変動の影響が現れており、干ばつ、水不足、森林火災、海面上昇、暴風雨、洪水、氷の融解、生物多様性の喪失などが世界的に深刻化しています。

近年、世界各地で気候変動の影響が現れており、大雨や猛暑、干ばつ、森林火災など、これまでにない異常気象が頻発しています。その背景の一つとして、地球温暖化が大きな要因であるとされています。

このような中、日本では2020年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。そして、2021年には「地球温暖化対策推進法」の改正を行い、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくこととしました。

北海道においても、年々気温の上昇傾向が続いており、極端な高温、集中豪雨、農作物への影響などが顕在化しつつあります。私たちの暮らす地域にも、地球温暖化の影響が確実に及んでおり、道は2020年3月に2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「ゼロカーボン北海道」を目指すことを宣言しました。

本町においても地球温暖化による昨今の異常気象は例外ではなく、2022年3月にゼロカーボンシティ宣言をしており、比布町で長い間受け継がれてきた、特有の肥沃な農地や自然資源、文化など、これらを守り、未来へ引き継いでいくために、地球温暖化対策を計画的に行い、ゼロカーボンを目指していくことが求められています。

本計画では、国や道の方針を踏まえつつ、町・町民・事業者が一体となって2050年ゼロカーボンの実現を目指すための具体的な方針と取組を示すものです。持続可能な地域づくりを目指し、比布町としての責任ある行動を進めていきます。

令和8年（2026年）3月

2. 本計画策定の基本的事項

(1). 本計画の背景

1. 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(1) 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21（第21回締約国会議）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（NDCs）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

また2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要であると報告されました。そして2021年に公表されたIPCC「第6事業化報告書」では、2021年から2040年の間に1.5℃以上上昇する可能性が非常に高いとし、地球が危機的状況に陥っ

ていることが報告されました。さらに、2023年に行われたCOP28では、気候変動対策を評価するグローバル・ストックテイクが行われ、温暖化を1.5℃程度に抑制できたとしても、その影響を避けることは不可能であり、大雨や極端な高温の強度と頻度が更に増すであろうと予測され、年々、地球の温暖化問題は深刻化し、加速して進行し続けていることが分かってきました。

これらの地球温暖化に対する国際的な動向や報告を受け、2020年頃から世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がり、現在まで120か国以上の国が表明しています。

(2) 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

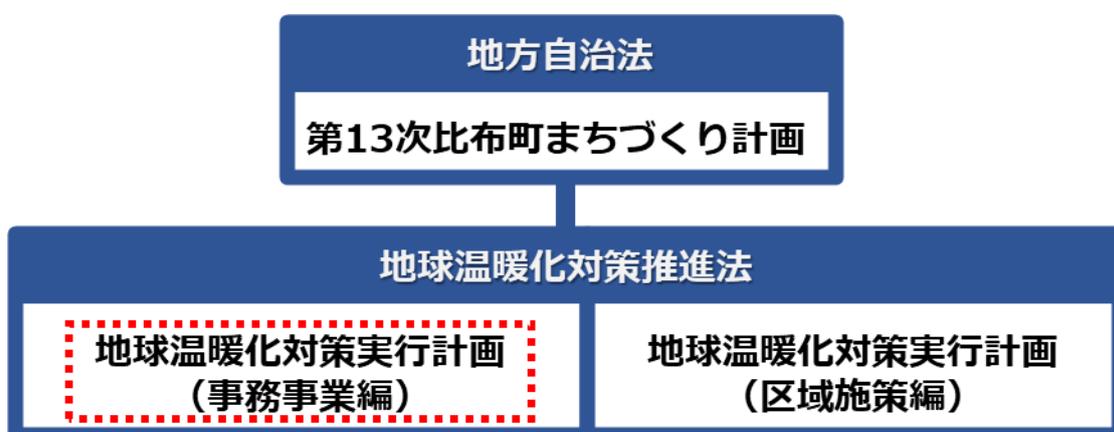
また、2021年10月には、これらの目標の位置付けとなる地球温暖化対策計画が閣議決定され、2030年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくことや2050年カーボンニュートラルと2030年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つであることが示されました。また、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であることや、目標実現のためには脱炭素を軸とした成長に資する政策を推進する具体的な取り組みも明示され、日本は2050年カーボンニュートラルの実現に向けて大きな一歩を踏み出しました。

さらに2024年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、気候変動や生物多様性の損失、及び汚染の3つ危機に直面していることや、地球環境と人類健康を一体として考える「プラネタリー・ヘルス」の考えのもと、自然との共生を目指すことを示し、より一層、一人ひとりが一期して地球温暖化対策に取り組むことが求められました。

(2). 計画の位置付け

日本では、「地球温暖化対策推進法（1998年策定）」と「気候変動適応法（2018年策定）」の2つの法律に基づき、気候変動対策を推進しています。

本計画は、「地球温暖化対策推進法」に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置付けます。また本計画とは別に、「地球温暖化対策推進法」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定しています。なお、本計画の策定にあたり、上位計画である、地方自治法に基づき策定した「第13次比布町まちづくり計画」や、その他の関連計画と調整を図ることとします。



1. 計画の期間

本計画の期間は2026年度から2030年度末までを計画期間とします。なお、計画の進捗状況や上位計画・関連計画の見直しやその他町の環境の変化に応じて見直しを行います。



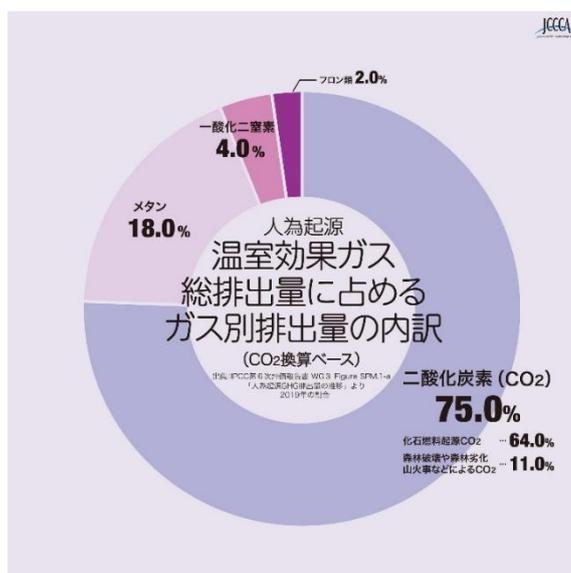
(3). 本計画における温室ガスの定義

地球温暖化の原因といわれている温室効果ガスとは、地球から宇宙へと放出される熱を大気中で吸収する性質を持つガスのことです。本来、宇宙へと放出される熱を、温室効果ガスが吸収することで、熱が大気中に留まり地球の気温があがるとされています。

温室効果ガスには様々なものがありますが、人間の活動によって増加した温室効果ガスは、二酸化炭素やメタン、一酸化炭素など、主に 7 種のガスのことを示します。



この温室効果ガスの中でも、人間の活動で排出される割合が大きいのは二酸化炭素 (CO₂) で、総排出総量の 75%にあたります。産業革命以降、人類の発展とともに、世界各地で大量の二酸化炭素が排出されるようになりました。本計画における温室効果ガスは、二酸化炭素以外のガスについて排出全体に占める割合が極めて小さく、把握・算定することが困難なため、比布町事務事業編では、策定対象とする温室効果ガスを二酸化炭素のみにすることとします。

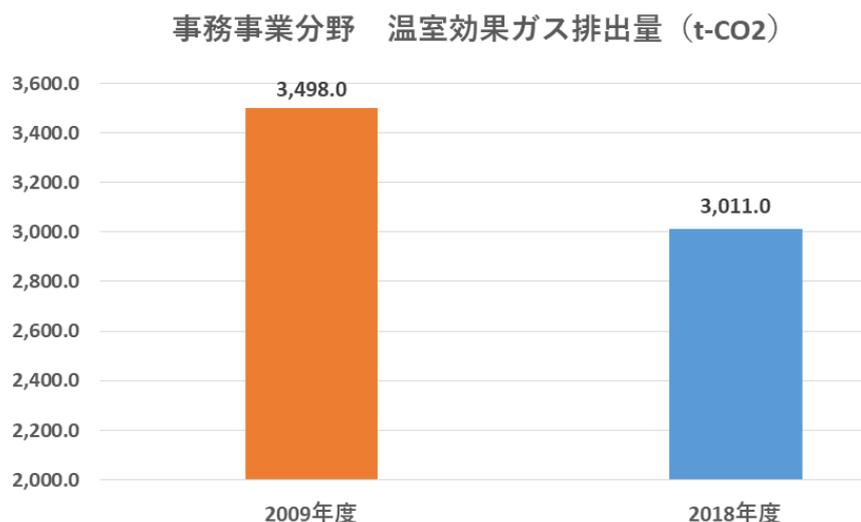


出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

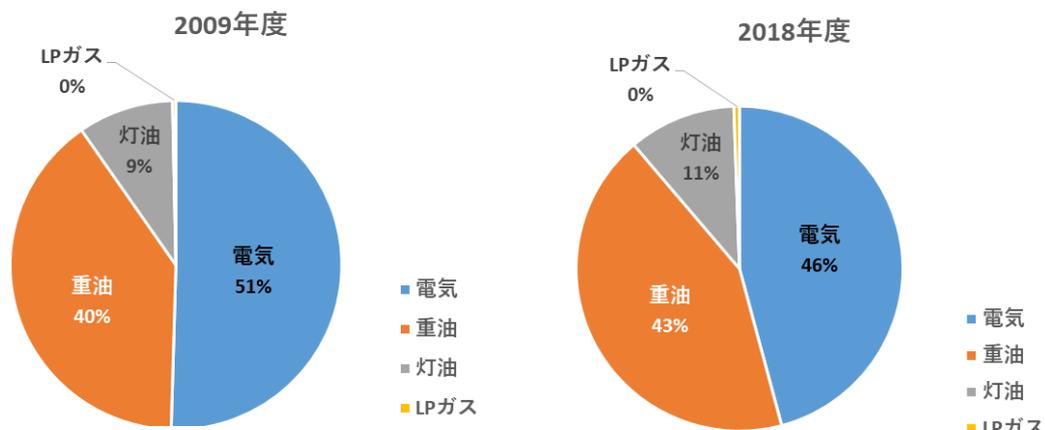
3. 比布町の事務・事業における温室効果ガスの排出量の現状把握

(1). 温室効果ガス総排出量の現状

比布町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、2018 年度において **3,011t-CO₂** となっています。これは、基準年度である 2009 年度における 3,498t-CO₂ から、約 **14%の削減** となっています。



また、エネルギー種別では、2009 年は電気が全体の 51%を占め、次いで重油が 40%、灯油が 9%、LP ガスは 1%未満となっており、2018 年は電気が全体の 46%、次いで重油が 43%、灯油が 11%、LP ガスは 1%未満となっています。



4. 温室効果ガスの排出削減目標

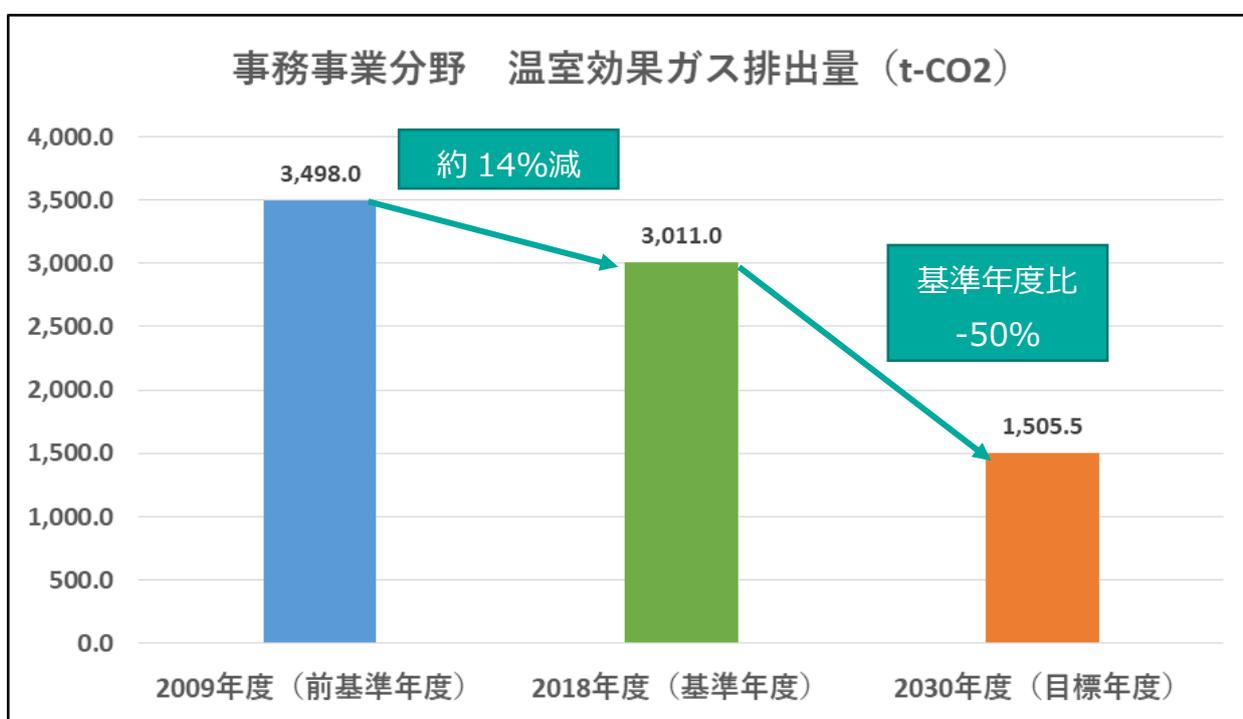
(1). 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、比布町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2). 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2018 年度）比で 50%削減することを目標とします。

項目	前基準年度 (2009 年度)	基準年度 (2018 年度)	目標年度 (2030 年度)
温室効果ガス 排出量	3,498.0t-CO2	3,011.0t-CO2	1,505.5t-CO2
削減率	—	約 14% (前基準年度から)	50% (基準年度から)



5. 目標達成に向けた取組

(1). 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

2023年に政府が発表した、事務及び事業に関し温室効果ガス排出の削減等のための実行すべき措置について定めた計画では、太陽光発電の最大限の導入や、電気自動車の導入、LED照明の導入などへの取組が示されました。

比布町においては、比布町役場が主体となり、組織で計画的に行う「再エネの導入」、「環境に配慮した車両の推進」、「LED照明の導入」の取組と、町内業務に従事する職員が一人ひとり脱炭素を心がける取組の個と面での取組より、温室効果ガス排出量の削減目標達成を目指します。

<組織的な取組み>

■ 再エネの導入

比較的導入が容易な公共施設における太陽光発電等や、様々な地域資源を活かした再エネ発電の導入を目指します。

■ 環境に配慮した車両の推進

今後、町では環境に配慮した車両の推進を行います。また、新規導入または更新を迎える公用車については環境に配慮した車両への導入・更新を目指します。

■ LED照明の導入

既施設及び今後新設する予定の施設において全てLED照明設備とします。2030年度までに全公共施設の照明器具のLED化100%を目指します。

<町内業務に従事する職員の一人ひとりの取組>

■ 省エネの推進

道が推奨する「ナチュラル・ビズ・スタイル」に沿い、年間を通じて職員一人ひとりが主体的に軽装や重ね着の判断を行い、服装の選択による体感温度の調整で省エネに努めます。

会議のあり方や業務のプロセスを見直し、紙面の使用量の削減に努めます。ペーパーレスすることで同時に業務の効率化も図ります。

昼休憩の時間や職員が少ない時間帯は業務に差支えない程度に部屋の電気を消し節電を行います。

パソコンの電源について、席を離れる際、90分以内の離席の場合はスリープモード、90分以上の場合はシャットダウンするよう推奨します。

■ 3R (Reduce/ Reuse /Recycle) の推進

・ **Reduce (リデュース)**

町内業務で使用する日用品については詰め替え容器や簡易包装の製品を選び、棚や電化製品などの耐久消費財は補修や手入れを行い、長く大切に使います。

・ **Reuse (リユース)**

町内業務で発生した不用品は、廃棄せず他の課や施設で利用することができないか検討し、状態に応じて入札を行いリユースにつなげます。

・ **Recycle (リサイクル)**

資源ごみの分別を行います。ペットボトルはプラスチックゴミと、ペットボトルゴミに分け、シュレッター不要な紙面については紙製のゴミとして出すなど、さらなるリサイクルを進めます。

■ 省エネ製品の選択

コピー用紙や、印刷用紙、トイレトペーパー等の紙製品については、再生紙の使用に努めます。

その他の備品も省エネ製品や、環境負荷の少ない商品を購入します。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1). 推進体制

比布町事務事業編を推進するために、町内団体代表を委員長とする「比布町総合振興審議会」（以下、審議会）を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

■ 比布町総合振興審議会

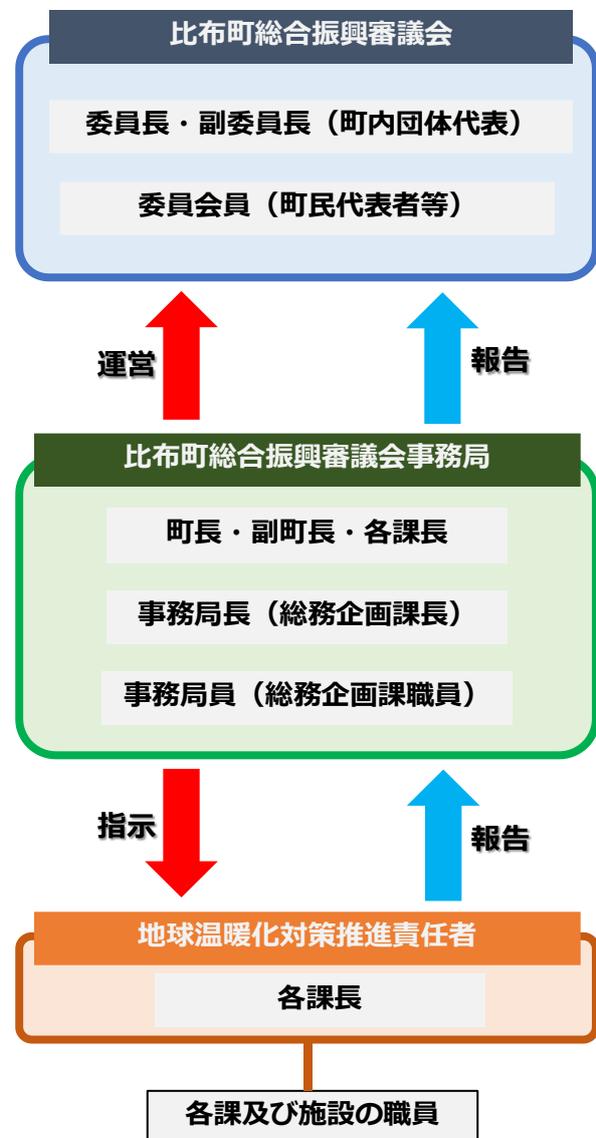
町内団体代表を委員長・副委員長とし、町民の代表者等で構成されており、町の最上位計画であるまちづくり計画など町の重要事項についての策定、検証を担う協議体です。事務局より比布町事務事業編の進捗状況の報告を受け、評価・検証を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

■ 比布町総合振興審議会事務局

審議会には、町長、副町長、各課長、事務局長（総務企画課長）、事務局員（総務企画課職員）を構成員とした事務局を設置します。事務局は、審議会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、審議会に報告します。

■ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。



(2). 点検・評価・見直し体制

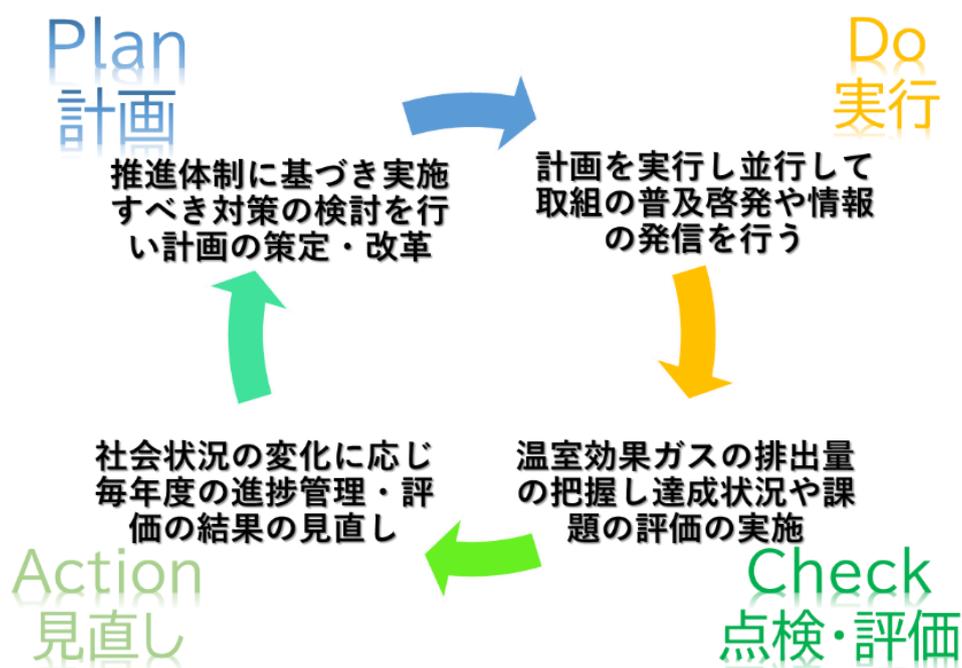
比布町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、比布町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

比布町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して審議会に報告します。審議会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

審議会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2028年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2029年度に比布町事務事業編の改定を行います。



(3). 進捗状況の公表

比布町事務事業編の進捗状況は、比布町の広報紙「広報ぴっぴ」やホームページ等で毎年公表します。